

平成27年度 労働行政のあらまし



国賀海岸（隠岐郡西ノ島町）



厚生労働省島根労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

平成27年度の行政課題

1 労働基準行政の課題

- ・過重労働による健康障害防止のための取組
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進（働き方改革）
- ・労働災害の防止と健康確保のための取組
- ・最低賃金制度の適切な運営
- ・労災補償制度の迅速・適正処理

2 職業安定行政の課題

- ・職業紹介業務の充実強化の効果的なマッチングの推進
- ・成長分野などで雇用創出、人材育成の推進
- ・女性・若者の雇用対策の推進
- ・高齢者の就労促進を通じた生涯現役社会の実現
- ・障害者の雇用対策の推進
- ・地域の創意工夫を活かした雇用対策
- ・生活困窮者に対する就労支援
- ・職業能力開発の推進

3 雇用均等行政の課題

- ・女性の活躍促進のための取組の推進と仕事と子育てなどを両立できる環境の整備
- ・男女均等な取扱いの及びパートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保

労働行政の展開に当たっての基本姿勢

県内の雇用情勢は緩やかな回復傾向を続け、景気も緩やかに持ち直している中、労働局は、各種情勢に対応して、労働条件の確保、雇用の安定を図るための総合的施策の推進、女性の活躍推進等の雇用・労働対策などを適切に行うため、島根労働局、各労働基準監督署、各ハローワークの三行政が一体となって総合労働行政機関としての機能を発揮し、島根県をはじめ関係機関とも密接な連携のもと、地域に密着した行政運営を行います。

また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生の取組において、地方に良質な雇用機会を創出し、労働基準やワーク・ライフ・バランスの観点からも安心して働けるよう、自治体が地域の創意工夫を活かして行う雇用創出や人材育成・確保・処遇改善などの取組に、労働行政の立場から島根県等関係自治体への協力を行います。

【主な取組】

- 1 国民の目線に立った行政運営
- 2 総合労働行政機関としての機能の発揮
- 3 綱紀の保持と行政サービスの向上
- 4 行政事務コスト削減の取組
- 5 地域に密着した行政の展開
- 6 広報活動の充実
- 7 保有個人情報の厳正な管理及び情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応
- 8 行政事務の簡素合理化と業務運営の重点化

◎ 労働基準行政の重点施策

1 過重労働による健康障害防止のための取組

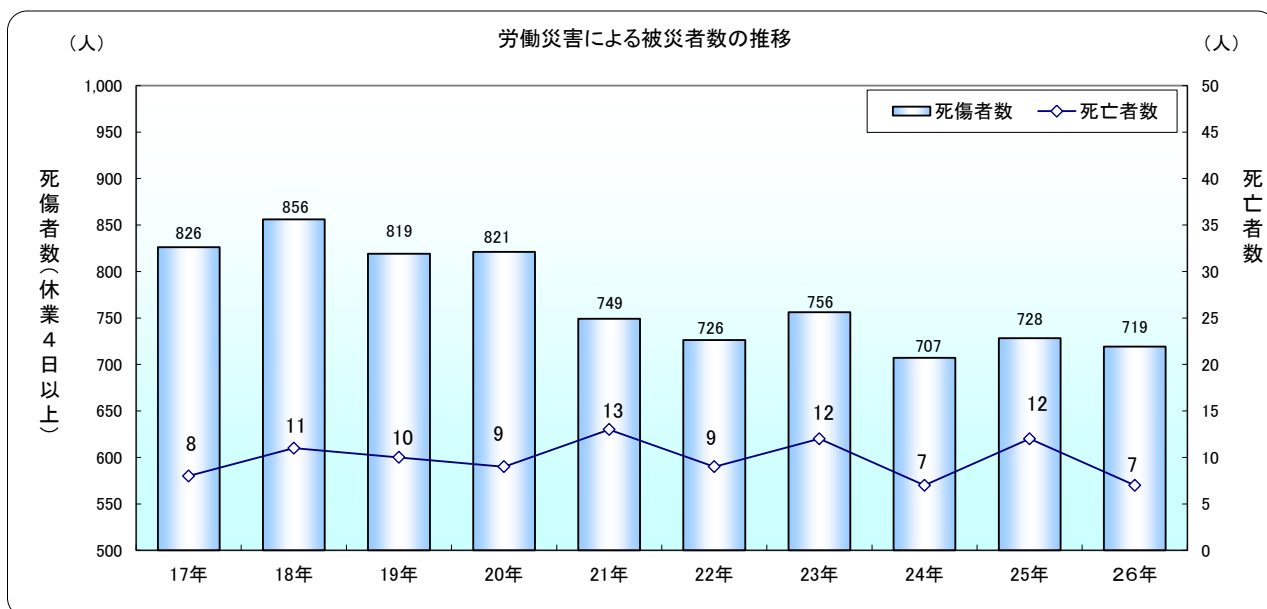
長時間にわたる過重な労働による健康障害を防止するため、労働時間、割増賃金等に関する労働基準法のルールの徹底、健康管理や面接指導の必要性等に関する窓口指導に取り組みます。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進（働き方改革）

これまでの働き方・休み方を見直し、効率的な働き方を進めるため、企業経営者への働きかけや、地域全体における働き方の見直しに向けた気運の醸成に取り組みます。また、専門知識を有するコンサルタントが事業場における働き方・休み方の改善をお手伝いします。

3 労働災害の防止と健康確保のための取組

（１）労働災害を発生させた事業場に対し再発防止のための指導を行います。また、労働災害を未然に防止するため、各事業場でリスクアセスメントが行われるように指導します。



（２）化学物質による健康障害を防止するため、化学物質の取扱い事業場に対して計画的に指導を行います。また、職場での産業保健活動やメンタルヘルス対策を促進するため、島根産業保健総合支援センター等と連携して支援を行います。

4 最低賃金制度等の適切な運営

(1) 最低賃金額の周知・徹底

県内の経済動向等の実情を踏まえ、「島根県最低賃金」、「特定(産業別)最低賃金」の改正決定等を行うとともに、最低賃金額について、広く周知広報を行い、監督指導等の実施により遵守徹底を図ります。

(2) 最低賃金引上げに向けて中小企業を支援

最低賃金引上げに取り組む中小企業を支援するため、①経営面と労務面の両面の相談を受けるワン・ストップの相談窓口を設置するとともに、②業務改善のための助成金を支給します。

島根県最低賃金		時間額
島根県最低賃金		679 円
特定(産業別)最低賃金	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	793 円
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	778 円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	718 円
	自動車・同附属品製造業	772 円
	百貨店、総合スーパー	704 円
	自動車(新車)小売業	749 円

5 労災補償制度の迅速・適正処理

働く人が仕事上の事由または通勤のために被った災害による傷病に対して、必要な保険給付(補償)を行うのが、労災補償制度です。労災補償給付の請求については、認定基準等に基づき、迅速・適正な処理を行います。

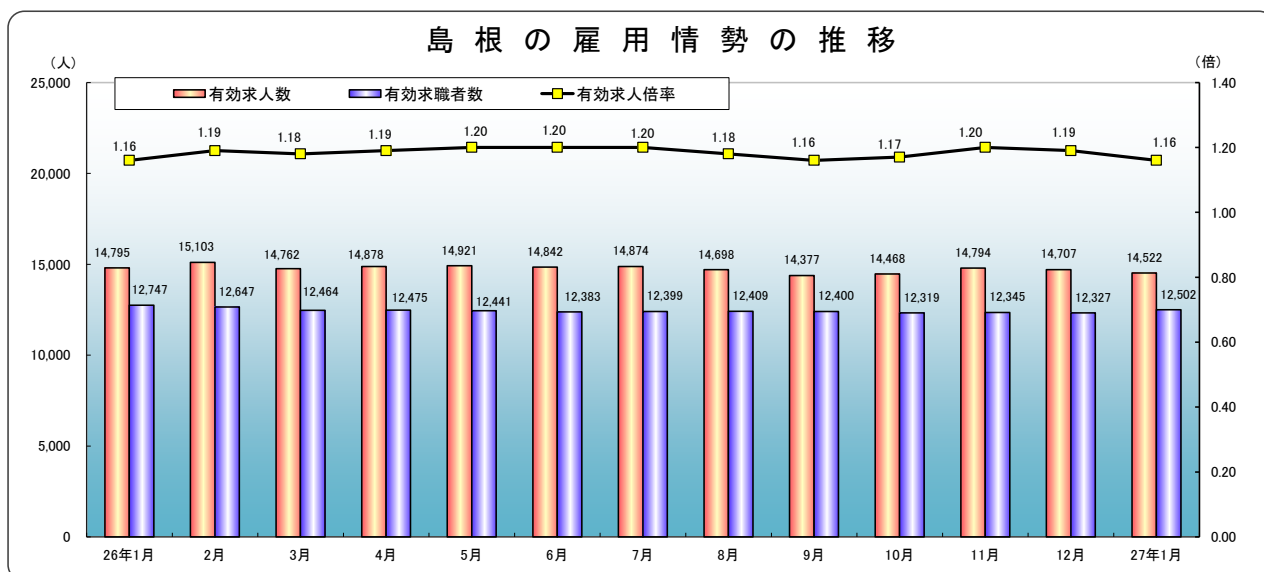
◎ 職業安定行政の重点施策

1 職業紹介業務の充実強化の効果的なマッチングの推進

求人・求職票の記載内容の充実に努め、ハローワークシステムの有する検索機能を最大限活用し、主体的に求人及び求職者双方に対するあっせんの提案を行います。

また、良質な求人を確保するため、求人開拓の重点を正社員求人や多くの求職者が希望する求人に置き、能動的なマッチングにより開拓求人の充足を図ります。

さらに、未充足求人については、充足可能性を向上させるため、求人票の記載内容の見直しを事業主に提案します。



2 人材不足分野等における雇用対策

産業政策と一体となったものづくり産業やIT産業などの成長分野等（ものづくり産業、IT、介護、医療、保育、環境分野等）において、島根県と協同で雇用創出、人材確保及び人材育成対策に取り組めます。

また、企業に対し雇用課題に対する取組支援及び企業支援策の周知・広報に取り組めます。

3 女性・若者の就職支援

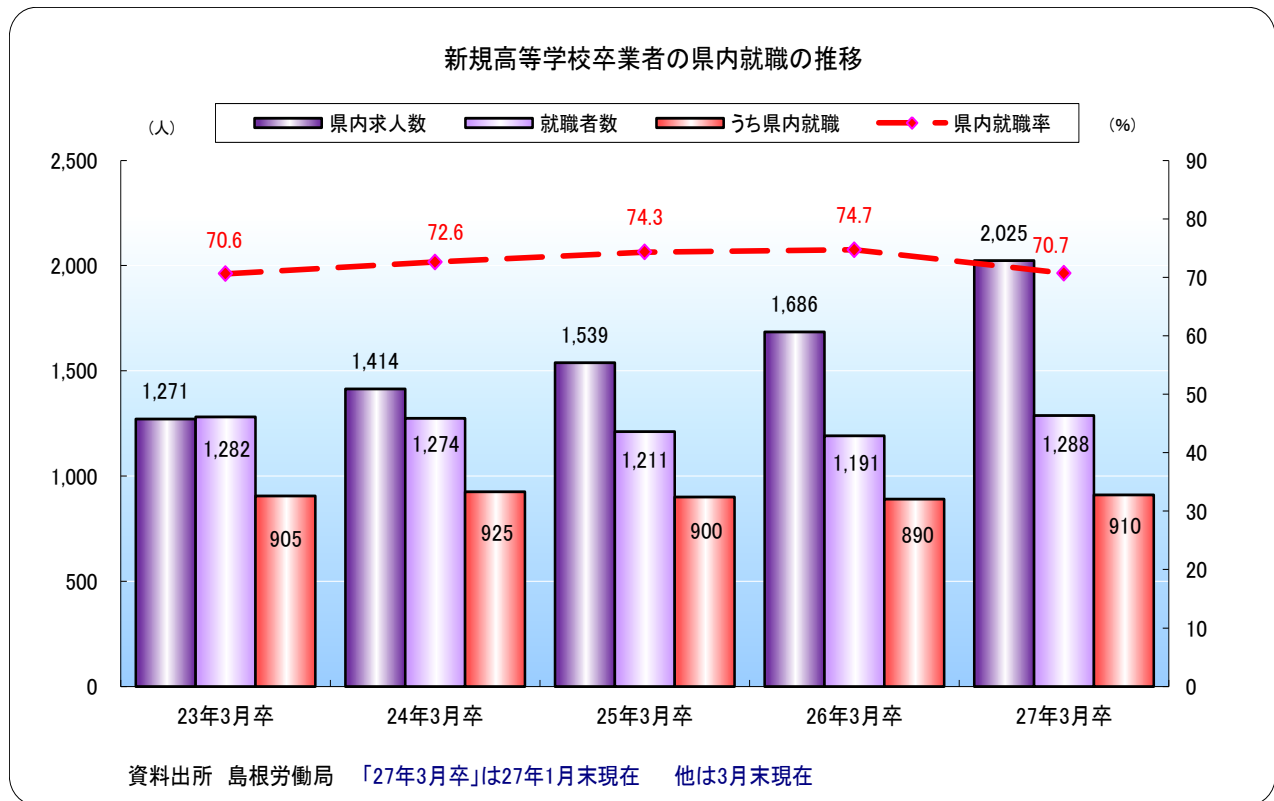
（1）女性の就業希望の実現

子育てと仕事の両立を望む女性の支援のためマザーズコーナー（松江、出雲）においてきめ細やかな再就職支援を推進します。

（2）若者の就職支援の推進

島根県及び教育機関等と連携した「1社1財運動」の展開や、経済4団体等への要請により、求人の早期提出と求人確保を図るとともに、ハローワークとジョブカフェとの連携のもと、大学等への定期訪問、出張相談等によって就職支援に努めます。

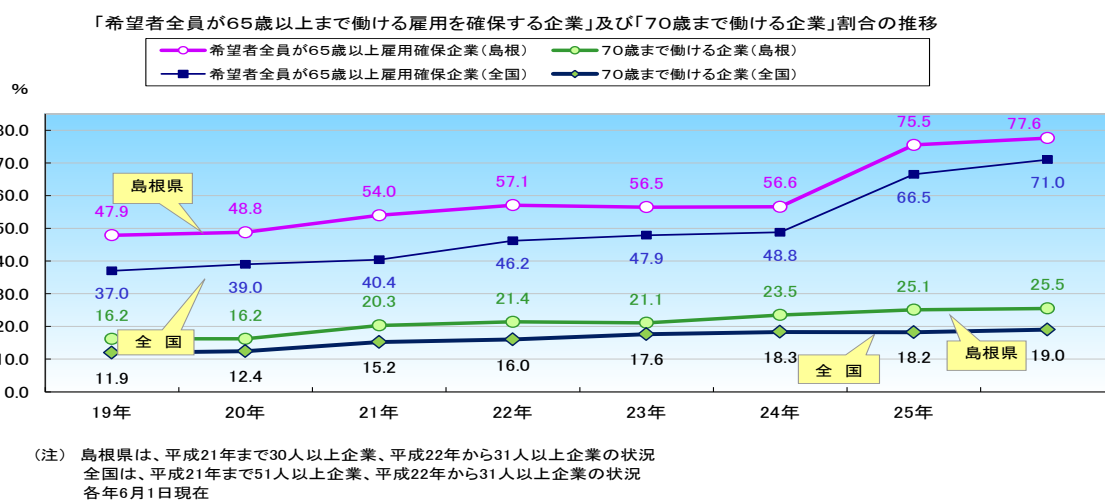
また、若者と中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業に若者の職場定着が期待できる等のメリットがある「若者応援企業宣言」事業を推進し、宣言企業を対象とした就職面接会の開催など積極的に支援を行います。



4 高齢者の雇用対策の推進

（1）高齢者雇用安定法に基づく高齢者雇用確保措置未実施企業に対しては重点的に指導を実施するとともに、生涯現役社会の実現に向けて、「希望者全員が65歳まで働ける企業」及び「70歳まで働ける企業」の普及・促進に努めます。

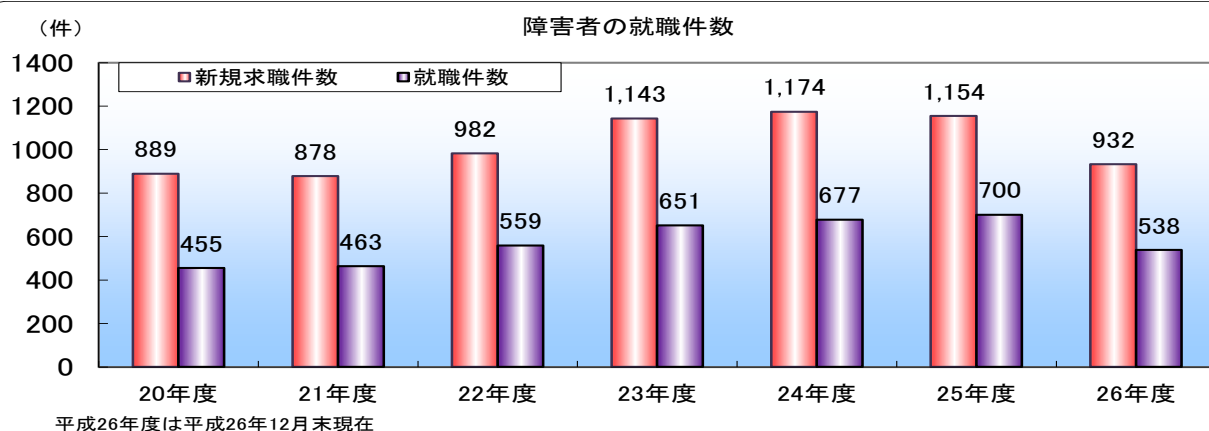
また、高齢者の再就職を図るため、職業生活の再設計に係る支援チームによる就労支援を行う高齢者就労総合支援事業及び高齢者の居住する身近な地域において技能講習、管理選考、フォローアップを一体的に実施するシニアワークプログラム事業を実施します。



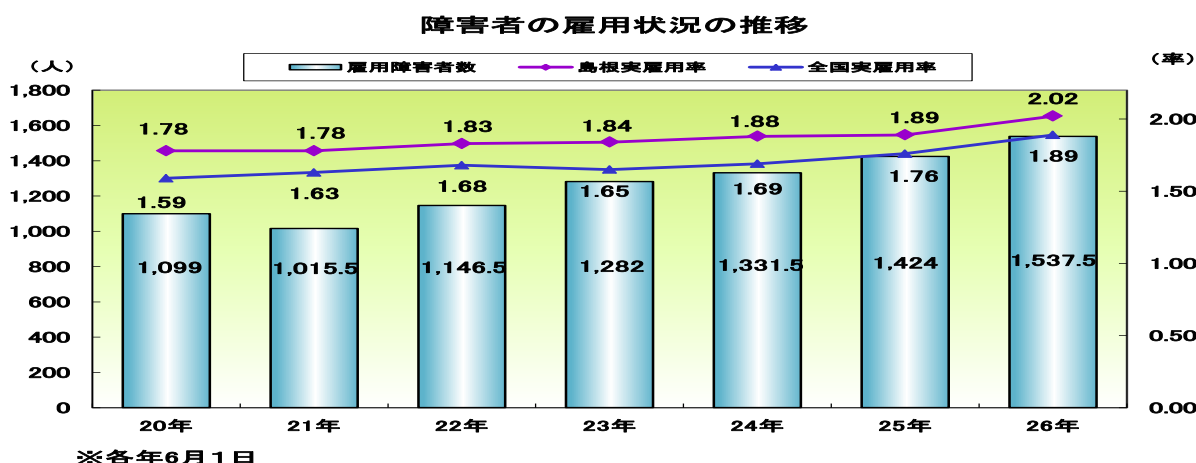
- (2) シルバー人材センターが十分に機能するよう、各センターの就業機会の拡大・会員拡大などの取り組みを支援し、高齢者のニーズに的確に対応した就業機会の安定的な確保・提供を図ることで、シルバー人材センターの活性化を図ります。

5 障害者の雇用対策の推進

- (1) ハローワークと障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を一層推進し、障害者の雇用促進及び定着促進に向けた総合的かつ継続的な支援を実施します。



- (2) 中小企業における障害者雇用に関する理解を促進するため、地域の関係機関等と連携し、職場実習や企業見学会等を実施するとともに、法定雇用率の達成指導を計画的、効率的に実施します。



6 地域の創意工夫を活かした雇用対策

人口減少等に伴う雇用課題に対応するため、地方自治体が創意工夫を活かして行う、地域資源を活用した雇用機会の創出と必要な人材の育成・確保を図る取組等を、実践型地域雇用創造事業の拡充等により支援します。

また、地域雇用開発奨励金の活用を通じ、過疎等雇用改善地域で雇用開発に取り組む事業主を支援します。

島根県が策定する地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のなかに盛り込まれる諸政策について、県の施策実施への協力を行います。

島根県内における活用事例

実践型地域雇用創造事業

離島における魅力的な水産産業を推進するため、海藻等の島の有用資源を活用した新商品の開発等による新規創業や雇用機会の拡大を図るなど、「教育、情報、環境」の3つの分野で、雇用創出に係る事業を実施。	【海士町】
--	-------

7 生活困窮者に対する就労支援

生活保護受給者に加え、生活保護の相談・申請段階の利用者等を含め、広く生活困窮者を支援対象者として、地方自治体への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を整備し、早期支援の強化及び地方自治体等とより一層の連携を図るなど、生活困窮者の就労による自立を促進します。

8 職業能力開発の推進

地域の職業訓練ニーズを的確に把握し、効果的な職業訓練機会の確保を図ります。

また、企業内における労働者のキャリア形成を促進するため、キャリア形成促進助成金等を活用した企業内の人材育成を推進します。

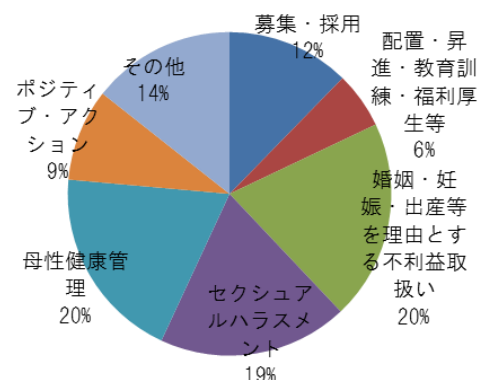
◎ 雇用均等行政の重点施策

1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

性別による差別的取扱い、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い等を受けることなく、安心して働き続けることができる職場環境の実現に向けて、男女雇用機会均等法の履行確保に努め、法違反があれば厳正に是正指導を行います。

相談については、相談者のニーズに応じ法に沿って紛争解決のための援助を行います。

男女雇用機会均等法関係相談件数の割合
(平成26年4月～平成27年2月)

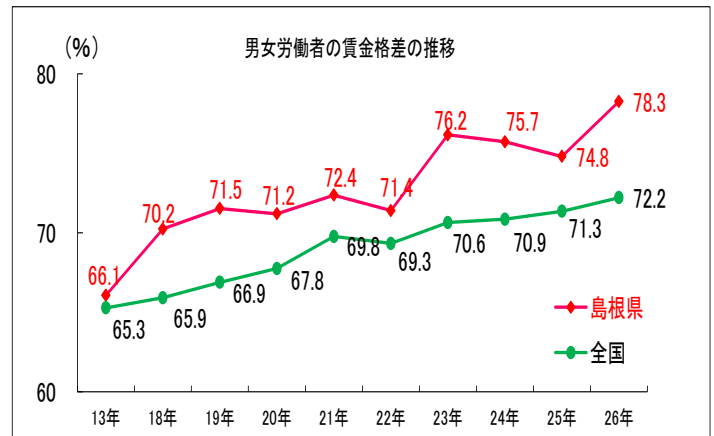
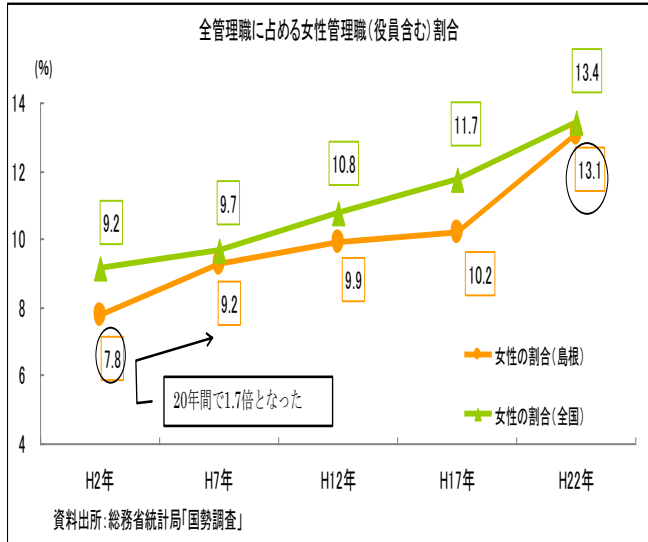


2 女性の活躍促進のための取組（ポジティブ・アクション）の推進

男女労働者間に事実上生じている格差（役職登用、賃金等）を解消し、女性の活躍を一層促進するため、個別企業訪問等により、ポジティブ・アクション（格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）に取り組むための適切なアドバイスや情報提供を積極的に行います。併せて女性の活躍状況について、情報サイトを利用した情報開示の働きかけを行います。



シンボルマークきらら



資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注1)男性労働者の所定内給与額を100.0とした時の女性労働者の所定内給与額。

(注2)労働者とは短時間労働者以外の労働者をいう。

3 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

仕事と育児・介護を両立するための支援制度を利用しやすい職場環境が整備されるよう、育児・介護休業法の周知徹底及び履行確保のための指導を行い、相談については、相談者のニーズに応じ、法に沿って紛争解決のための援助を行います。

4 女性の活躍促進のための環境づくり

女性の活躍を促進するためには、女性が子どもを産み育てながらも継続して就労し活躍できる環境をつくることです。法に定める制度の利用が進むことはもとより、企業が独自により一層両立しやすい職場環境を整備することが求められていることについて周知徹底を図ります。

特に、平成27年4月1日から施行される改正次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出及び「くるみん」「プラチナくるみん」の認定取得を目指した積極的な取組が進むよう周知を行います。



次世代認定マークくるみんとプラチナくるみん

5 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保対策の推進

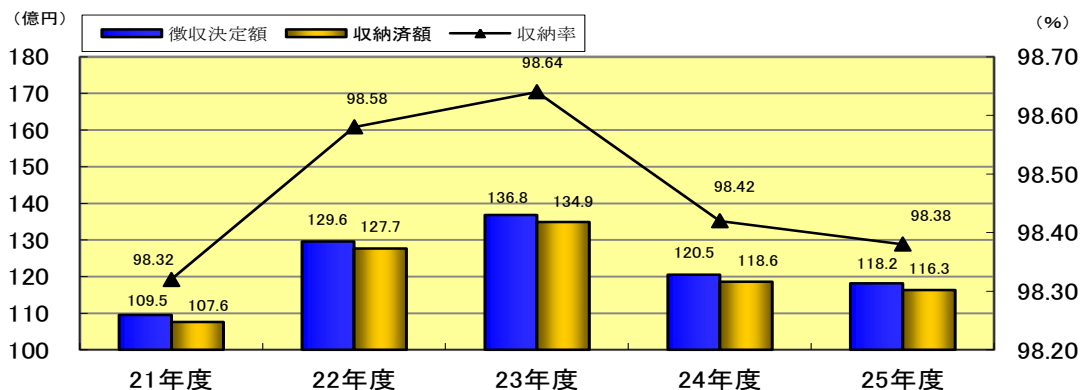
パートタイム労働者が働きや貢献に応じて正社員と均等かつ均衡のある待遇等がより一層図られるよう、平成27年4月1日から施行される改正パートタイム労働法の周知徹底及び履行確保のための指導を行い、相談については、相談者のニーズに応じ法に沿って紛争解決のための援助を行います。

また、パートタイム労働者が能力を発揮できる雇用環境が整備されるよう、個別企業を訪問し労働者の均等・均衡待遇の確保や正社員転換制度の推進、短時間正社員制度の導入や職務分析・職務評価の導入等雇用管理改善のための支援を行います。

◎ 労働保険適用徴収業務等の重点施策

労働保険制度は、労働者のセーフティネットを財政面から支えるものであり、労働保険制度の健全な運営、事業主の費用負担の公平性の確保等の観点から、収納率の向上を最重要課題として取り組みます。

労働保険料徴収決定・収納状況

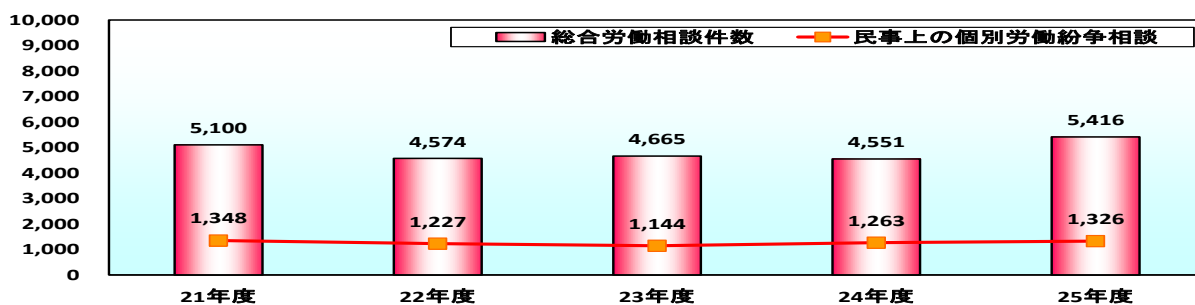


◎ 個別労働関係紛争の解決の促進

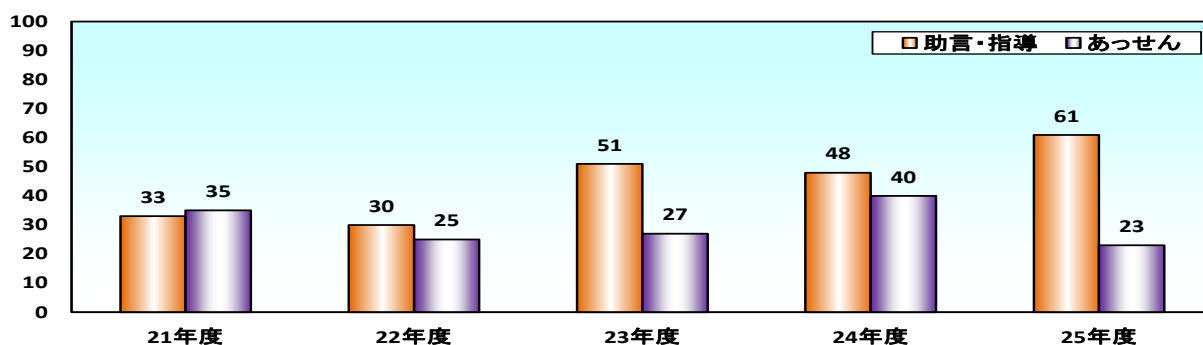
個別労働関係紛争の防止・解決のために総合労働相談コーナーで情報提供や相談対応を行います。

また、当事者の求めに応じて、労働局長の助言指導や紛争調整委員会によるあっせんで個別労働紛争の解決を支援します。

総合労働相談件数の推移

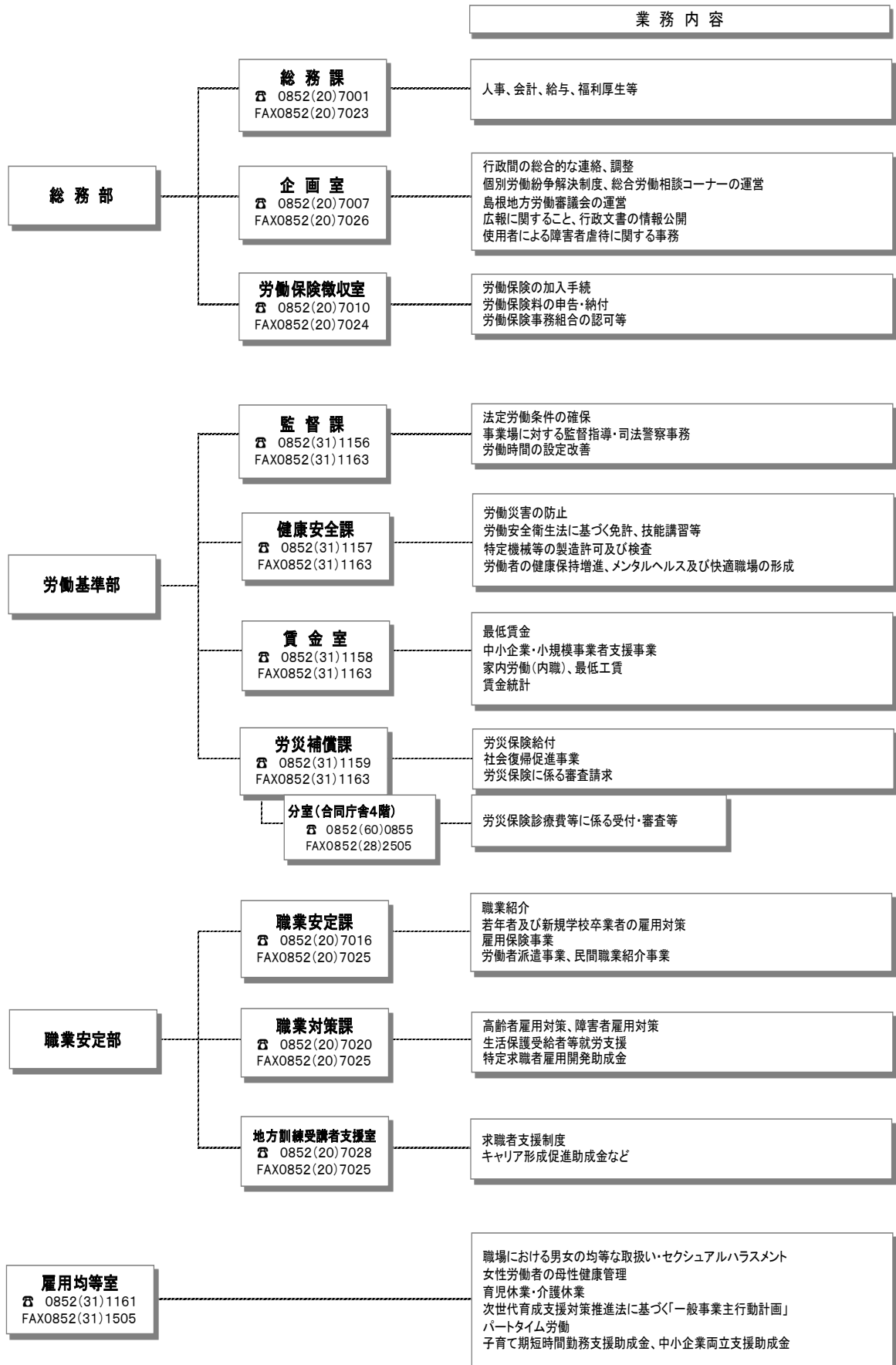


助言・指導の申出、あっせん申請件数の推移



労働局各課・室一覧

(〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5 階)



相 談 先 一 覧

相 談 項 目	相 談 内 容	相 談 先
労働条件	解雇、賃金不払、有給休暇、労働時間	労働基準監督署又は労働局(監督課)
	最低賃金	労働基準監督署又は労働局(賃金室)
	賃金制度の改善	労働局(賃金室)
労働安全衛生	労働災害・職業性疾病の予防、メンタルヘルス、健康づくり、労働安全衛生法に基づく免許・技能講習	労働基準監督署又は労働局(健康安全課)
労働保険	労働保険加入及び労働保険料の申告・納付	労働局(労働保険徴収室) 労働基準監督署又はハローワーク
労災保険	労災保険の申請・給付、労災年金受給者の年金・介護	労働基準監督署又は労働局(労災補償課)
雇用保険	雇用保険の手続・給付、高年齢者雇用継続給付、育児休業給付・介護休業給付	ハローワーク
就職活動	求職・求人	ハローワーク
各種助成金	雇用促進のための各種助成金	ハローワーク
	建設労働者確保育成助成金	労働局(職業対策課)
	キャリア形成促進助成金	労働局(地方訓練受講者支援室)
	両立支援助成金、中小企業両立支援助成金	労働局(雇用均等室)
	業務改善助成金	労働局(賃金室)
	受動喫煙防止対策助成金	労働局(健康安全課)
外国人の就労	外国人労働者の職業紹介	ハローワーク
	外国人労働者の労働条件	労働基準監督署又は労働局(監督課)
労働者派遣事業、民営職業紹介事業	労働者派遣事業、民営職業紹介事業	労働局(職業安定課)
育児・介護休業等	育児・介護休業法、一般事業主行動計画の策定・認定	労働局(雇用均等室)
その他、就労上の問題	民事上の労使トラブル(いじめ・嫌がらせ、解雇権の濫用、労働条件引き下げなど)	総合労働相談コーナー
	家内労働法及び最低工賃	労働基準監督署又は労働局(賃金室)
	職場におけるセクシュアルハラスメント	労働局(雇用均等室)
	職場における男女の均等な取扱い ポジティブ・アクション、母性健康管理 パートタイム労働法に関する相談	

監督署・安定所・付属施設一覧

労働基準監督署

松江労働基準監督署

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
☎0852(31)1166 FAX0852(31)1164

隠岐の島駐在事務所

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階
☎08512(2)0195 FAX08512(2)0211

出雲労働基準監督署

〒693-0028 出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎4階
☎0853(21)1240 FAX0853(21)1226

浜田労働基準監督署

〒697-0026 浜田市田町116-9
☎0855(22)1840 FAX0855(22)1819

益田労働基準監督署

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎3階
☎0856(22)2351 FAX0856(22)8035

総合労働相談コーナー

島根労働局総合労働相談コーナー

☎0852(20)7009

松江総合労働相談コーナー

☎0852(31)1166(松江労働基準監督署内)

出雲総合労働相談コーナー

☎0853(21)1240(出雲労働基準監督署内)

浜田総合労働相談コーナー

☎0855(22)1840(浜田労働基準監督署内)

益田総合労働相談コーナー

☎0856(22)2351(益田労働基準監督署内)

公共職業安定所(ハローワーク)

松江公共職業安定所

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
☎0852(22)8609 FAX0852(27)8524

隠岐の島出張所

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階
☎08512(2)0161 FAX08512(2)8609

安来出張所

〒692-0011 安来市安来町903-1
☎0854(22)2545 FAX0854(22)4123

浜田公共職業安定所

〒697-0027 浜田市殿町21-6
☎0855(22)8609 FAX0855(22)2932

川本出張所

〒696-0001 邑智郡川本町川本301-2 川本地方合同庁舎1階
☎0855(72)0385 FAX0855(72)0386

出雲公共職業安定所

〒693-0023 出雲市塩冶有原町1-59
☎0853(21)8609 FAX0853(21)0351

益田公共職業安定所

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎1階
☎0856(22)8609 FAX0856(23)2622

雲南公共職業安定所

〒699-1311 雲南市木次町里方514-2
☎0854(42)0751 FAX0854(42)0752

石見大田公共職業安定所

〒694-0064 大田市大田町大田口1182-1
☎0854(82)8609 FAX0854(82)1059

公共職業安定所附属施設

駅前しごとプラザ松江

〒690-0003 松江市朝日町478-18松江テルサ3階
☎0852(28)8700 FAX0852(28)8705

松江新卒応援ハローワーク

☎0852(28)8609 FAX0852(28)8705

マザーズコーナー

☎0852(20)2949 FAX0852(28)8705

ハローワーク出雲マザーズコーナー

〒693-0001 出雲市今市町2065 バルメイト出雲2階
☎0853(24)8044 FAX0853(24)8045

ワークステーション江津

〒690-8501 江津市江津町1525 江津市役所内
☎0855(54)0952 FAX0855(54)0954

厚生労働省のシンボルマーク



キャッチフレーズ

ひと、暮らし、みらいのために

島根労働局ホームページアドレス

<http://shimane-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>